

今回は、**労働者派遣法改正**についてと、(裏面に)生産拠点としてまた拡大する販売市場として注目される**ベトナム**についてご紹介します。



## 労働者派遣法改正の動き

昭和 60 年に労働者派遣法が制定されてから 25 年が経過しました。当初は限定的だった派遣対象業務も徐々に拡大され、また、派遣受入期間も延長される等規制緩和が進み、多くの会社で派遣社員の活用が進んでいます。一方、経済環境の悪化に伴って、いわゆる「派遣切り」が多く発生し、労働者派遣制度の在り方への見直しが迫られています。

このような状況の中、今国会において「派遣労働者の保護及び雇用安定のための措置の充実を図ること」を目的に、労働者派遣法改正の審議が進められています。改正案の概要(一部)は次のとおりです。

なお、施行期日は、一部を除き、法律公布の日から 6 ヶ月以内の政令で定める日となっています。

## 登録型派遣の原則禁止

労働者派遣には、常時雇用される労働者を派遣する「特定労働者派遣」と、登録している労働者を派遣し、派遣契約期間に応じて雇用する「一般労働者派遣(いわゆる「登録型派遣」)」がありますが、登録型派遣が、派遣労働者の雇用の安定を図る目的で原則禁止されます。なお、雇用の安定等の観点から問題が少ないとされる専門 26 業務等は例外として認められます。

## 製造業務派遣の原則禁止

製造業務への労働者派遣が原則禁止されます。なお、雇用の安定性が比較的高い特定労働者派遣(1年を超える雇用に限る)は例外として認められます。

## 日雇派遣の原則禁止

日々又は 2 ヶ月以内の期間を定めて雇用する日雇派遣が原則禁止されます。

## グループ企業内派遣の規制

グループ企業内に派遣する場合は、その割合を全体の 8 割以下にする必要があります。これは、労働者派遣において禁止されているいわゆる「専ら派遣」(対象が特定されている派遣)への対応となります。

## 違法派遣の場合における直接雇用の促進

派遣先が違法派遣であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合は、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなされます。本改正案の内容については現在審議中であり、施行日含めてこれから詳細が決定していきますが、今後の労働者派遣法の改正を睨みつつ、派遣社員の活用について社内検討する必要性が生ずると考えられます。

## ベトナムへの注目～生産拠点として、拡大する販売市場として～

ベトナムは、ポスト中国として、いまやアジア経済に大きな可能性をもたらす国となってきました。ベトナムに対する期待も、以前は豊富かつ安価な労働力に集中していましたが、最近は販売市場としての期待も高まりつつあります。またベトナム政府からは、ベトナム経済の足腰を支える裾野産業に対する支援、特に豊富な経験と高い技術をもった日本の中堅・中小企業の進出を熱望しています。

### 日系企業の進出状況について

現在、ベトナムに進出している日本企業は約 1,100 社です。

2008 年～2009 年は世界同時不況の影響を受け、ベトナム進出の動きも停滞しましたが、2010 年に入ると景気回復に伴い、進出件数も増加してきています。特に 2009 年 1 月に実施したサービス分野における市場開放により、**最近では商社、小売業、食品業等への進出が増加しています。**

**2009 年 10 月 1 日には日・ベトナム経済連携協定 (EPA) が発効しました。**ベトナムにとって、初の二国間経済協定です。これにより日本とベトナムは、関税の撤廃、人的交流の拡大、知的財産権の保護等、国レベルで幅広い経済協力を進めていくことになりました。今後も日系企業のベトナム進出は益々増加していくものと考えられます。

### ベトナムの会計・税務

ベトナムでの会計・税務も徐々に整備されてきています。

会計については、最近良く耳にする **IFRS(国際会計基準)を基にした会計基準がすでに導入**されています。

税務面についても、**税率は先進国に比べ低く設定**されています。さらに海外からの投資を促す様々な優遇措置も設けられています。

### ベトナムの人事・労務

「ベトナムではストライキがよく起こる」という噂を耳にしている方も多いのではないのでしょうか？ 実際、昨今は韓国・台湾系企業を中心に多くのストライキが発生しています。

ストライキの原因は、給与に関わる内容のものが多いのですが、最近では長時間労働やシフト勤務を原因とするストライキも発生しています。

しかし、**労働法の整備等に伴いこのようなストライキに対しては、労働組合の設立と組織の強化 賃金決定方法の改善 ストライキ中の労働者の権利および労働争議解決手順の周知 労働者の不満や要望を吸い上げられる職場環境の構築、等の措置をとることにより、ストライキの発生数も減少すると見込まれています。**

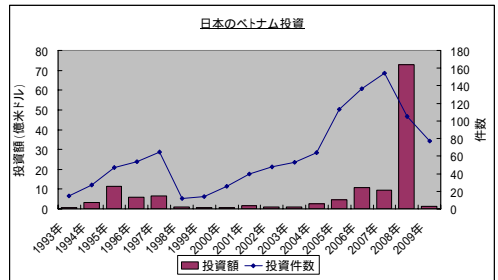
また、現地における従業員の採用は、右図のような流れになりますが、従業員の採用においては就業規則の作成がポイントとなります。ベトナムでは日本と違い、**就業規則に違反した者に対して会社から制裁措置をとることが可能**です。会社を守るためにもしっかりと就業規則の作成は非常に重要となります。

みらいコンサルティングでは、ベトナムビジネスについての基本書として、『ベトナムビジネス 基本 Q & A 集 (仮題)』をこの夏、発刊予定です。上記のようなベトナム会計・税務・人事・労務に加え、**ベトナムでの資金調達方法や証券市場の最新状況、今後の国際化の動向等**、ベトナムビジネスについての基本的事項を Q & A の形式でまとめあげる予定です。貴社の国際ビジネスにおける何らかのご参考になれば幸いです。是非ともご活用下さい。

【日本の製造業がアジア4カ国について有望と考える理由】 (%)

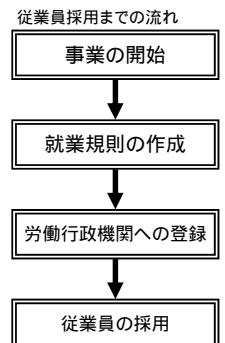
	ベトナム (149社)	中国 (348社)	タイ (108社)	インド (50社)	
生産面	優秀な人材	21.5	9.5	10.2	6.0
	安価な労働者	57.7	44.0	41.7	46.0
	安価な部材・原材料	6.7	19.5	11.1	8.0
	組立メーカーへの供給拠点	14.8	20.4	21.3	32.0
	産業集積がある	2.0	15.5	16.7	10.0
	他国のリスク分散の受け皿	18.8	0.6	10.2	6.0
	対日輸出拠点として	10.7	13.2	11.1	10.0
	第三国輸出拠点として	14.8	17.2	26.9	26.0
	原材料の調達に有利	2.7	8.0	6.5	6.0
	販売面	現地マーケットの現状規模	9.4	32.8	25.0
現地マーケットの今後の成長性		60.4	84.8	48.1	64.0
現地マーケットの収益性		3.4	8.6	7.4	14.0
商品開発拠点として		2.0	2.9	3.7	2.0
インフラ等	現地インフラが整備されている	2.7	9.5	23.1	2.0
	現地物流サービスが発達している	0.7	2.3	10.2	2.0
	投資にかかる優遇税制がある	14.1	7.5	23.1	4.0
	外資誘致政策が安定している	5.4	2.6	13.0	2.0
	政治・社会情勢が安定している	11.4	3.7	9.3	4.0

(出所) 国際協力銀行「2009年度海外直接アンケート調査結果」を元に作成。  
注：数字は回答した企業の比率



主な税率についての日越比較

主な税金	ベトナム	日本	備考
法人税	25% (標準)	約40% (実行ベース)	ベトナムには業種・場所により優遇税率あり (10%・20%)
個人所得税	3～35%	5～40%	
消費税(付加価値税)	10%	5%	ベトナムでは生活必需品は優遇品目として5%



今月号は、今話題の「ベトナムの現状」と若年貧困層の解決と期待される「労働者派遣法改正」をテーマに取り上げて見ました。

経済不況の中、ベトナム進出検討の手がかりに、また今後の雇用体制をどうするか、ご参考になれば幸いです。

【ニュースレター編集委員会】三島・岡田・大谷・中村・牧野内・李蓮河・絹山

この内容についてのご意見・お問い合わせはこちらへ

Address : [newsletter@miraic.jp](mailto:newsletter@miraic.jp)